

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成26年度第8回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成27年2月3日(火) 午後7時00分～午後9時00分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、近藤職務代理、小山委員、林委員、村野委員、土屋委員、野澤委員、千葉委員、山口委員、森本委員、十時委員、榎本委員、真鍋委員、大輪委員</p> <p>(市事務局)</p> <p>子ども家庭部 野口部長、野々村次長</p> <p>子ども総務課 星野課長、小澤課長補佐、幸野主任、大塚係長、木山主任、松井主任</p> <p>子育て支援課 森脇課長、八丁主査、木下係長、高橋係長</p> <p>子ども育成課 高柳課長</p> <p>児童課 半井課長、小町課長補佐、森藤館長、小川主任</p> <p>●欠席者：石渡委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可 の場合は その理由		傍聴者 数	2人
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 事務連絡3. 議事<ol style="list-style-type: none">(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について【資料260804】(2) 東村山市子ども・子育て支援事業計画(素案)に関するパブリックコメントについて【資料260801】(3) 東村山市子ども・子育て支援事業計画(案)について【資料260802】(4) 「東村山市子ども・子育て支援事業計画策定」について(答申)(案)について【資料260803】4. その他5. 閉会				
問い合わせ先	担 当	子ども総務課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3262)			
	ファックス番号	042-394-7399			

会 議 経 過

1. 開会

2. 事務連絡

○会長

本日が平成26年度の最終回となります。昨年の暮れに「子ども・子育て支援事業計画(案)」につきましては、皆様のご意見を伺ってほぼこれで良いだろうということにいたしました。その上でパブリックコメントをいただいたわけですが、計画自体の動きや進行形で動いている部分もあり、若干その後修正部分があるようです。本日は利用定員について前回との若干の変更点と、パブリックコメントならびに答申についてご審議をしていただく予定です。そして、しかるべき日に市長へ答申を行うことにしたいと思います。

それでは、議事を進めます。(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について高柳課長よりご説明をお願いします。

3. 審議

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

○子ども育成課長

【資料 260804】をもとに説明

○会長

それぞれ事情がある中で減少したところ、増加したところがありますが、全体では定員は増えるということになりますか。

○子ども育成課長

1号認定、2号認定、3号認定と区別があり、3号認定はさらに0歳と1、2歳に分かれています。個々に多少の増減がありますが最終的に数字を精査させていただきます。

○会長

12月に皆様にご審議いただいた「子ども・子育て支援事業計画」はまだ案の段階ですので、この数字は精査して答申に間に合わせるということですね。精査したものを皆様にご連絡するとのことですが、最終的には私と職務代理で検討させていただくことにしたいと思います。今の件について何かご意見ございますでしょうか。個々の事業者や市が精一杯努力されてきた結果により少し数字が動くということです。よろしいでしょうか。それでは(2) 東村山市子ども・子育て支援事業計画(素案)に関するパブリックコメントについて、

事務局からご説明をいただきたいと思います。

(2) 東村山市子ども・子育て支援事業計画(素案)に関するパブリックコメントについて

○子ども総務課長

【資料 260801】をもとに説明

○会長

皆さんからご意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。1番と2番は別の方のご意見のようですが内容としては酷似しています。秋津方面は手薄であることは否めないと思いますが、物的、人的な計画がなければすぐには対応が無理なことはある程度分かります。パブリックコメントの対象事項ではありませんが、今後計画的に全市を見据えながら広げていくという姿勢に変わりはないと思いますので、「今後とも計画的な保育所の整備を進めて参ります」というような、もう一步踏み込んだ積極的な答えの方がいいのではないかと思います。皆さんはいかがでしょう。一つひとつに答えるのは難しいと思いますので、全体としては大括りにした答えになるのだらうと思います。全体計画の中で今後とも全市的に目配りをしながら進めていくという基本方針が反映されるような言葉の方がいいのではないかと思います。3番目はシステムの不具合の問題なのでこの通りで良いと思います。4番目は「東村山市子ども・子育て」の対象年齢についての質問に対して、この回答では少し正確さを欠くと思います。日本では児童の定義は子ども権利条約では胎児は含まないとしています。子育てに関しては妊娠時からということになると思いますが、小学生の場合も12歳に達しているお子さんもいるので、わざわざ11歳と書く必要はないと思います。この計画は乳幼児を主たる対象とした事業計画ですから、学童保育の部分だけが小学校6年生まで含まれますが、小学生まで含むと計画の範囲を広げすぎることにならないかという気がします。5番目の夏休み中の保育については、放課後児童健全育成事業の対象になっているお子さん、日常的に学童保育を必要としている方については、夏休みも当然含まれるということですが、児童クラブに在籍していないお子さんにまでは広げていないという現状を回答しているということですね。

○A委員

表現の仕方ですが、子育て支援事業計画案の31ページに産後の休業、円滑な利用の確保、環境の整備をうたっておりますので、そのところで考慮しますと見解を入れたらより親切な回答となるのではないかと思います。

○B委員

1番、2番の回答は第3章の教育・保育の提供区域に関わる場所だと思います。16ページの区域数が少ないデメリットに「区域内にバランスよく施設・事業が配置されない場合がある」と挙げているので、そこを考慮して市として計画をしていますと回答しても良いのではないかと思います。4番の対象は3ページに計画の対象が書かれているので、その記述と先ほどのパブリックコメントの回答の整合性を取る必要があると思います。

○会長

計画と整合が取れないといけないと思いますので、計画にズレのない表現で修正をしていただきたいと思います。パブリックコメントの回答については文言の整理を事務局にお願いします。次の審議事項に移ります。(3) 東村山市子ども・子育て支援事業計画(案)について、前回から若干文言修正があったようですので、事務局から説明をお願いします。

○子ども総務課長

パブリックコメントに対する市の見解は1月29日付でホームページに公開をしており、回答修正等に関する対応につきましては、市のパブリックコメントを担当する企画政策課へ確認いたします。

(3) 東村山市子ども・子育て支援事業計画(案)について

○子ども総務課長

【資料260802】をもとに説明

○会長

最終的には事業計画は東村山市の行政が作る計画になりますので、市長のあいさつ、後に子ども総務課の名前が入り印刷して市民に配布となりますが、この会からの答申の鑑につける素案は市長のあいさつを省いて市長へ答申します。ただいまの説明については皆さんよろしいでしょうか。内容にいくつか変更がありました。31ページの③は社会的養護施設ではなく社会的養護施策に修正。児童虐待防止には子ども家庭支援センターの充実は大きな課題であり、それと地域のネットワークとしての要保護児童対策地域協議会は抜くわけにはいかないので、家庭支援センターの充実を入れたということです。ご意見はよろしいですか。

○C委員

前回私が申し上げた意見について、15 ページのエリアネットワークのイメージ図は「地域団体」が入り、福祉協力員等具体的な名称が入ったのでとても良いと思います。33 ページ放課後子ども総合プランに基づく取組については、具体的な内容を入れてほしいと意見を申し上げ期待していましたが、前回と変わっていないので気になりました。

○会長

15 ページは前回のC委員の提案のように変更になっており良いということです。33 ページの放課後子ども総合プランについては、事務局から何かご説明はいただけますか。

○児童課長

前回ご指摘のあったところですが、具体的なことについては関係所管と来年度から詰めていく予定のため現状ではお示しすることができません。来年度以降具体的な対策を練ってきたいと考えております。

○会長

これで固定ということではなく、内部的な議論や関係団体との議論もあり、そこまで熟していないということだと思います。この計画も毎年見直しをしていきながら中間年で抜本的に見直すことになっていますので、ご了解をいただければと思います。

○C委員

わかりました。

○会長

前回の議論で出たことは修正されていると見ましたが、ご意見を出された方がいかがでしょうか。格差が広がっていく中、文部科学省は放課後子ども総合プランで子ども達に補習授業や様々な体験をさせるために放課後子ども教室を考えているようなので、今後国がどのような施策を前面に出してくるかにより、また、変わっていく要素があると思います。従来の福祉型で放課後の子どもの居場所だけにとどまらないあたりを文科省はねらっているようですから、そうなるともたいろいろ課題を背負うことになると思います。それでは計画の素案はよろしいでしょうか。次に（４）「東村山市子ども・子育て支援事業計画策定」について（答申）（案）について、事務局からご説明をお願いします。

(4)「東村山市子ども・子育て支援事業計画策定」について(答申)(案)について

○子ども総務課長

【資料260803】をもとに説明

○会長

これは事務局がお作りになった訳ですが、実際にはこの会議が主体となりますので、主語は「我々」になります。「1 はじめに」の部分ですが、国の基本指針の理解から始まってというような書き方や「量の見込み」と「確保方策」について分析では、「量」の事だけをやっているような誤解を招きかねません。主たるものはそこに置かざるをえなかったわけですが、実際には東村山市の子ども・子育ては今後どうあるべきかを考えながら、「量」について議論しましたので肝心な部分が欠落しているのではないかと思います、子ども総務課長には先ほどお話をさせていただきました。3行目の「本会議では」は「本会議は」で、「まずは理解を深めるとともに」は取っていただき、「国の基本指針などを踏まえ」の後に「今後の東村山市の子ども・子育て支援のあり方を展望しながら新制度における子ども子育て支援事業計画における『量の見込み』及び『確保方策』等について検討し」とするべきではないかと考えました。その後は「一定の結論を得たので『東村山市子ども・子育て支援事業計画』として答申する。」でいかがでしょうか。この会議で回を重ねてやってきた大事な部分が抜け落ちないような前書きにさせていただきたいと思います。前書き部分については皆さんいかがでしょうか。4、5については更に盛り込むべきだというご意見や修正があればお願いします。

○D委員

「5 意見」について、3点とも教育・保育に関する施設についての意見です。子育て支援全般や障害を持つお子さんについてなど多岐にわたり話しをしたという印象がありますので、万遍なく拾っていただきたいと思います。

○会長

確かにここは量の見込みや親が働くことが前面に出ていますが、もう少し子育ての部分の大事にしていかなければいけないと思います。税金で行政施策をやっている限りはどうしても限界があると思います。東村山市はまだまだ人と人のつながりや自然が残っている部分もあるので、地域のあり方や家族のあり方を大事にしながら行政施策がどう活かされていくかの議論を地域福祉計画づくりの時は盛んにやってきました。そういうものがないと地域や家

族の絆が失われ、それを社会的にサポートしなければいけないという論理だけで本当にいいのかどうか。もう少しお互いの支え合いがあってもいいのではないかという気がします。

○B委員

答申の中にも「子どもの最善の利益」という言葉を入れていただきたいと思います。

○会長

一番大事なのはそこだと思います。様々な親の問題や子どもの問題とどこかでバランスを取らなければいけないですが、一番大事にするのは子どもだということです。

○A委員

11 ページ、12 ページあたりの項目だけでも答申に入れて整理してはどうでしょうか。答申の「3 審議経過」の第8回に答申の検討あるいはまとめとして入れておいた方がよいのではないかと思います。

○会長

「6 おわりに」も「本答申は、子どもの最善の利益を考えた上で、国の基本的な考え方や」として、3 ページの最後も文言の修正をした方がいいと思います。

○E委員

エリアや地域の中で子どもは育つという視点についてもたくさん話し合われたので、「5 意見」に入れてください。

○会長

「地域で育っていく」ということを入れてほしいというご意見です。

○D委員

他市では「量」の話は終わり、「質」の話を進めているところもあると聞いています。この答申の「6 おわりに」は「量の見込み」についてのみ書かれていますが、今後に向けては「質」を問うことがこの会議に課せられている大きなことだと思いますので、「質」についてもやっていくという文言を入れた方がよいと思います。今後の会議は「質」、中身の話をしていきたいと思っています。

○会長

本来は「子ども・子育て事業計画」の中にもう少し質や地域に関する話を入れ込めれば良かったと思います。お母さん達は子育て支援は感謝するのですが、子どもが育ってしまうと今度は自分が支援する側に回ろうというお母さんは少ない。子育ての時に実家も離れていて、見知らぬ土地に来て、「ころころの森」に本当に救われたという人はたくさんいますが、子どもが育った後も連携していけば地域の力になるし、小学校以降のいじめの問題にも頼りになると思いますが、忙しすぎるせいかもしれませんが、貢献する側に回るお母さんが少なく、ここが日本全体に弱いところです。ただ、東村山市は地域の力が残っていると思いますし、伝統的に地域の力を使うということで社協活動も非常に活発だったし、そのようにやってきたという歴史があります。国からの補助金をいただきながら、量の拡大は必要な事だと思えますが肝心の精神が抜けてしまうともったいないと思います。

○B委員

保育園が増えるのはいいことですが、保育のサービスが低下するのではないかと思います。数と質の両立が求められ、次の段階として「質」について載せていくべきだと思います。

○会長

子ども・子育て関連3法の前はずっと「質」を問題にしてきました。国の指針の総論の中に「質と量」はありますが、具体的には「量」が前面に出てきてしまっています。そこをしっかりと見て行かなければいけないと思います。

○A委員

事業計画の中にも具体的に研修についてうたわれているので、合同で研修をしていくなど「6 おわりに」のところで意気込みの表現をしていけば、量の拡大だけではないということが出てくるのではないかと思います。

○会長

なかなか人が集まらないということは、何年も前から全国的に言われていることです。実際に幼稚園、保育園から実習生を希望されますし、量を拡大すれば質が薄まったままということになりがちです。そこをどう確保していくか。研修の問題を含めてどうしていくか。「5 意見」、「6 おわりに」で反映させていただければと思います。3ページの4行目「平成27

年度以降の」は「以降も」の方が良いと思います。「『東村山市子ども・子育て会議』にて」は「において」、「毎年点検・評価を行いながら管理し、」は「毎年分析・評価を行うとともに」としてください。「管理」は行政の責任で行うものであってこの会議は意見を言う場ですから、「管理」は取った方が良いでしょう。「計画期間5年間の中間年には」の次に「社会状況を見据えながら」あるいは「社会状況を踏まえて」と入れて「計画内容の見直しを図るべきである。」とした方が良いでしょう。中間年は大事な年ですが、抜本的に変えるところまではいかないと思いますので、3年目の見直しがどのようになるのかはまだ掴めません。国の指針も変わるかもしれませんが、社会状況を見ながらしっかり見直すのが中間年の3年目です。答申案についていくつか手直しや要望を出していただきましたが、他にはいかがでしょうか。

○F委員

障害のある子や特別な支援が必要な子どもを持つ一市民としての意見です。事業計画の目指すべき将来像の「地域と共に すべての子どもと大人がいっしょに育つまち」に「すべての」と入っていることに、私だけではなく障害のある子を持つ人はとても期待感を寄せると思います。ところが、32ページの障害児施策の充実等で①～③の施策を読むと愕然とする内容です。これらは全て現在実施されていて利用しています。さらに推進していくということや、ここに書かれていない部分でいろいろと検討していただいていることも分かります。これ以上の具体的な事が書けないという事情も分かりますが、期待感の持てない内容で残念です。計画に書けないのであれば、答申の「5 意見」で書き込むことはできないでしょうか。先ほどから「子どもの最善の利益」と言われていますが、「最善の利益」が享受できない子ども達がいないように、「すべての子ども」に目が向けられるような表現が入れば少しは期待感が持てると思います。育てやすいお子さんをお持ちの方については市のニーズ調査で意見が拾われていると思いますが、障害のある子どもや特別な支援が必要な子どもを持つ家庭にどういったニーズがあるのかをきちんと把握できていないし、課題を整理していく必要があると思います。放課後子ども総合プランも熟していない段階のため書けることがないとのことでしたが、同様に障害児施策についても書けることがないのかもしれませんが、支援のネットワークが広がる中で支援を享受できない、そこからこぼれ落ちてしまう子どもがいないように、質の向上も含めて書いてあると期待が持てると思いました。

○会長

何か言葉を継ぎ足すとか、具体的ないい案はありますか。

○F委員

すぐには思いつきません。答申の5の(3)「全ての子どもたちが健やかな成長をするために、親が安心して就労できる環境の整備が促進される計画とすべきである。」は就労の環境整備ができれば全ての子どもたちが健やかに成長するかと言えばそれは別問題であり、一つの条件でしかありません。全ての子どもたちが健やかな成長をするためには、まず全ての子どもたちに目がいくようにしなければならないと思います。

○会長

全ての子どもたちの中には障害があるお子さんだけではなく、学齢期になるといじめにあっているとか家庭環境により生じる様々なニーズを持った全てのお子さんが健やかな成長ができるようにということになると思いますが、この計画では学齢児は「放課後児童クラブ」のみとなります。本計画の障害児施策の充実は受け入れて終わるのではなく、受け入れた後に本当にケアが十分できているかどうかは職員の研修も必要だと思います。障害児保育で受け入れていても片隅保育でそっと置かれているだけでは何もならない。学童についても非常に敏感な障害系のお子さんが騒音に耐えられず教室の外に出たり、あるいは家にいるというお子さんもいます。もう少しきめの細かい対応をしないといけないと思います。課題はいろいろありますが、この計画の中にどれぐらいまで言葉を盛り込めるかです。F委員のご意見を踏まえながら事務局で表現の工夫をしていただければと思います。

○B委員

ニーズ調査の意見の中に「選考会は公平に行って欲しい。地元の一人の権力者の意見で選考が左右されることがないようにしてほしい。」とありました。私は私立の園長会の代表として障害児保育の選考会に出っていますが、公平な選考が行われていることを申し上げたい。通常のお子さんについても公平な選考が行われています。東村山市が作成した利用案内にも4ページにわたり公明性、選考基準等について書かれています。ニーズ調査の意見の中で自分ができることは一つひとつ取り組んでいきたいと思っています。

○会長

今日の会議が最終回になりますので、まだご意見をいただいていない方から一言ずつご意見をいただきたいと思います。

○G委員

今年度は子育てに関する様々なことを勉強させていただきました。来年度の会議の方向性が気になり知りたいところです。

○H委員

学童保育の代表として出席しています。4月1日から委員として会議に出席していますが、その前は1年間傍聴していましたので、2年間出席したような感じです。最初は地域それぞれで事業計画を立てるということで、東村山らしい事業計画を立てたいと思っていました。たくさんの意見が出て、私もたくさん意見を言い、それがこのような形で事業計画になり良かったと思います。

○I委員

東村山市小・中学校PTA連合協議会の中学校の会長をしております。任期が1年のため昨年4月からの委員です。計画書15ページのエリアネットワークのイメージ図は修正され良くなったと思います。PTA活動の中で、子育てには大事なところである親同士のつながりが希薄になったと感じています。

○J委員

今後は計画の進捗管理がこの会議の役割になると思います。「質」とは一体何か。子ども・子育てに関わる関係事業者、団体が知恵を絞り財政が厳しくなる中で何ができるのかを真剣に進めないと、実現に結びつけるのは難しいと感じています。東村山市はベッドタウンで負担が少なく子育てがしやすいということで、低所得者層がどんどん流入してきたときに税収が下がる問題も出てくる。その中でこの事業計画をどう進めていくのかがこれからの大きな課題になると思います。先ほど、特別な支援の必要な子どもの話がありましたが、具体的に解決をしないと「全ての子ども」につながらないと思いました。幼稚園に支援の必要な子どもの入園希望があった時、大変申し訳ないのですがお断りすることがあります。採用難で職員の募集をしても一人の応募もないこともあります。また、責任を持って保育にあたる職員を育て上げなければいけないという大変さもあります。人員の確保も含め全て施設がやらなければならない状況があることもご理解いただきたいと思います。地域と関わりをもちながら今後も協力をしていきたいと思っています。

○K委員

今年度から参加しています。多方面の方々と意見交換ができ勉強になりました。全ての子ども、幼稚園児、保育園児、家庭で保育をされている方達に対して平等な計画となっていま

す。利用者負担についてはこの会議では議論ができず残念でした。多方面から出席されているので、ぜひ取り上げていただき皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

○L委員

一般市民として参加しています。保育については全く分からず、支援事業計画を作るにあたりいろいろな立場の方達の意見をお聞きすることができて大変勉強になりました。今後も注目していきたいと思います。

○OM委員

私も一般市民枠から参加をさせていただきました。今まで外部から子育て支援を見ていましたが、今回内部から子育て支援に携わることができ一生懸命参加いたしました。

○会長

一通りご意見をいただきましたが、来年度についての話を事務局からお願いします。

3. その他

○子ども総務課長

答申案につきましてはいただいたご意見の内容を会長、職務代理と調整をさせていただき策定いたします。ありがとうございました。

■計画完成までの日程

- ・答申・計画案を会長から市長へ提出。2月16日（月） 午後5時15分から。
- ・3月上旬 計画冊子完成予定
- ・3月上旬～中旬 3月議会で計画完成の報告
- ・3月中旬 計画冊子の配布（子ども・子育て会議委員、公共施設、子育て関連施設等）

■平成27年度会議開催予定

- ・第1回会議開催予定 5月連休明け
- ・現委員の任期は7月末まで、計画策定は今年度で完了
- ・平成27年度「東村山市子ども・子育て会議」では、利用定員、本計画の点検、評価等について審議の予定

○会長

皆さんとは連休明けの第1回会議で顔を合わせるということになります。この2年間はかなり回を重ねましたが、それよりは開催回数は減ることかと思えます。

○A委員

よその地域の事を詳しく把握しているわけではないのですが、東村山の子ども・子育て会議は地域性を発揮してとても丁寧に積み重ねているのが印象として残っています。ただ実施しているだけのところも多いというニュースも聞いているので、会長をはじめ委員の皆様、何より事務局が大変だったのではないかと思います。2点感想ですが、一つは国がかなり忙しく新制度への導入を進める中で、今運営されている幼稚園、保育園、学童の人達やセンターの人達が非常に影響を受けるわけです。移行するときどういう課題があるのかをこれからも丁寧に確認して、施設の設置者が余計な負担を負うことがないように全体的なケアが必要だと思います。もう一つは、新たな制度の中で子ども達は過ごし、そこで先生達も働くわけです。例えば教育・保育施設の中でそこを終了してから次にどういう風な見通しが持てるのかなどいろいろな課題があると思うので、今後はここまで積み上げてきた議論を一つひとつ解決するように是非していただきたい。もちろん市だけでできることは限られているので、「こういうことはもっと国がやってくれないと困る。」というような発言を子育て会議がする。そういう意思表示をしながら積み上げてきた幅広い人達の意見を東村山らしい子ども・子育ての充実に活かしていくことが大切だと思います。

○会長

議事録に皆さんのご発言も記録されますので、会としてもしっかり受け止めて行かなくてはいけないし、事務局もしっかり受け止めていただきたいと思います。私自身は元行政マンで、行政はいただいている税金で働いている公務員だけがやるものではなく、一般市民が協力して始めて成り立つものであるという考えを持っています。地方自治は正に市民の力ですから、お金をいただいて働いている公務員というプロとアマチュアという部分の市民がそこに協力をする。それによってより良い行政ができていくと思います。様々な制度が生きていく中には、専門家だけではなくそれ以外の人に関わる中で初めて生きてくるものもたくさんあるわけですから、そういった部分も大事にしながらやっていただけたらと思います。行政が責任を持つものはしっかり責任を取っていただき、市民もやれるところはやっていかないと、本当の意味の地方自治にはならないと思います。近藤先生が岩波新書から「保育とは何か」の本を出され、今の会議の問題等にも触れており先生の人柄が伝わる内容になっています。私は岡本夏木さんの「幼児期」と「保育とは何か」を使って来年の後期に大学2年生のゼミをやる予定です。

答申の前に職務代理にもよく目を通していただいて、市長にお渡ししたいと思います。

それでは、「東村山市子ども・子育て支援事業計画」策定の平成26年度第8回を終わります。大変長い間ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

5. 閉会

○子ども家庭部長あいさつ

本日も遅くまでありがとうございました。今日が26年度の最後の子ども・子育て会議となり、一つの区切りとなります。また、新たなスタートになりますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。思い起こせば平成25年8月27日が第1回の会議開催で、今の委員の皆様若しくは前の委員の貴重なお時間をいただきまして、25年度は6回、その間に勉強会も開催いたしました。今年度は今日が8回目となります。この間にも施設のご協力を得て見学会も行いました。この会議の場と現場を見る会議もあり、ユニークな会議ができたと思います。皆さんからもいろいろなご意見をいただき本当にいいヒントが出たと思います。この計画案で一定の方向付けをさせていただき、今後はもう一度精査をして27年度から実際に行動に移していきたいと思います。ただ、まだまだ見えないところや予定、未定のところもありますが、未定部分について国から明示されましたら27年度の会議の中でご報告をいたします。また、実際の状況を見ながらご意見をいただきより良いものを作っていきたいと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○会長

これで散会といたします。皆さん、ありがとうございました。